

駒ヶ根市病児・病後児保育のご案内

駒ヶ根市では、病気治療中または回復期にあるお子さんを一時的にお預かりする「病児・病後児保育」を実施しています。お子さんのお預かりは、次の保育室で行います。

- ・まえやま内科胃腸科クリニック2階「すずらん病児保育室」（駒ヶ根市）
- ・のどかクリニック横「病児・病後児保育室おひさまハウス」（飯島町）

Q1 どんな時に利用できるの？

お子さんが病気で集団保育等には不安があっても、保護者が仕事の都合等で看護できない時に利用できます。ただし、お子さんの症状や定員等受け入れの都合によりお預かりできない場合もあります。

Q2 利用できる子どもの条件は？

市内に住所のある、1歳から小学6年生のお子さんで、保護者の就労等により家庭において保育を行うことが困難な場合です。

Q3 どうやって利用するの？

利用するには、以下の手順で手続きが必要です。

手続きに必要な書類	利用登録申請書、利用申請書（保護者からの連絡票）、医師連絡票
-----------	--------------------------------

①事前登録

病児・病後児保育を利用される方は、安全にお預かりするため事前に登録をお願いします。
利用登録申請書の提出は、市内各保育園・幼稚園又は駒ヶ根市教育委員会子ども課子育て支援係へお願いします。
※利用登録申請書は、保育園・幼稚園、子ども課に備え付けてあります。
また、市ホームページ（<https://www.city.komagane.nagano.jp/>）からダウンロードできます。

②予約

具合が悪く預けたいときは、医療機関を受診して医師連絡票を発行してもらい、原則前日までに希望する病児・病後児保育室にお電話ください。
※医療機関により書類代として費用がかかる場合があります。

③利用当日

利用当日に利用申請書（保護者からの連絡票）と医師連絡票と一緒に利用する病児・病後児保育室にお持ちください。その他に持ち物があります。

④支払い

利用後、市から利用料の納付書をお送りします。金融機関等でお支払いください。なお、保育園、幼稚園等の在園児は「無料」です。

《病児・病後児保育に関するお問い合わせ》

駒ヶ根市 教育委員会 子ども課 子育て支援係（内線 715）	TEL 0265-83-2111
駒ヶ根市 すずらん病児保育室（まえやま内科胃腸科クリニック2階）	TEL 0265-83-7433
飯島町 病児・病後児保育室おひさまハウス（のどかクリニック横）	TEL 070-4708-0130